



2014年10月22日

各 位

会 社 名 ヤ フ ー 株 式 会 社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 宮坂 学
(コード番号 4689 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先 取締役最高財務責任者 大矢 俊樹
電 話 03-6440-6170

**株式会社カービュー（証券コード：2155）に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ**

ヤフー株式会社（以下「公開買付者」または「当社」といいます。）は、2014年10月22日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社カービュー（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場、証券コード：2155、以下「対象者」といいます。）の株式等を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議致しましたので、お知らせ致します。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、東京証券取引所マザーズ市場に上場している対象者の普通株式 6,590,800株（注）を所有し、対象者を連結子会社としております。この度、当社は、2014年10月22日の取締役会において、対象者の普通株式の全て（ただし、当社が所有する対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び2013年4月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の全てを取得し、対象者を当社の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決議致しました。

（注）対象者が2014年10月22日に公表した「平成27年3月期第2四半期決算短信[日本基準]（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2014年9月30日現在の発行済株式総数（12,665,600株）から対象者決算短信に記載された2014年9月30日現在の自己株式数（419,440株）を控除した株式数（12,246,160株）に対する割合（以下「所有割合」といいます。）：53.82%（小数点以下第三位を四捨五入）。

当社は、本取引においては対象者を当社の完全子会社とすることを目的としていることから、本公開買付けにおいては、本公開買付けが成立した場合に当社の保有する対象者の議決権が3分の2以上となるよう買付予定数の下限を2,067,400株（注）としており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行いません。一方、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、当社は、応募株券等の全部の買付けを行います。

（注）対象者決算短信に記載された2014年9月30日現在の発行済株式総数（12,665,600株）から対象者決算短信に記載された2014年9月30日現在の自己株式数（419,440株）を控除した株式数（12,246,160株）の3分の2に相当する株式数（8,164,106株）の1単元（100株）未満に係る数を切り上げた株式数（8,164,200株）に、対象者が2014年6月19日に提出した第18期有価証券報告書に記載された2014年5月31日現在の新株予約権（2,470個）の目的となる対象者の普通株式の数（494,000株）を加えた株式数（8,658,200株）から本日現在当社が所有する株式数（6,590,800株）を控除した株式数です。

本公開買付けにより、当社が対象者の普通株式の全て（ただし、当社が所有する対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、当社は、対象者に対して、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載されている各手続の実施を要請し、対象者を当社の完全子会社とする予定です。

本公開買付けに際して、当社は、マイクロソフト コーポレーション（以下「マイクロソフト」といいます。）より、同社が直接又は間接に保有する対象者の普通株式の全て（注1）について、本公開買付けに応募する意向を有する旨の通知を受領しており、当社としては特段の事情がない限り（注2）、マイクロソフトの保有株式については本公開買付けに応募していただけるものと考えております。

（注1）マイクロソフトによれば、同社は対象者の普通株式 2,718,400 株（所有割合にして 22.20%）を直接又は間接に保有しているとのことです。

（注2）当該通知には、留保事項として、(i) 本公開買付けの条件に変更が生じた場合、(ii) 本公開買付けにおける対象者の普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）を上回る買付け価格で第三者による対抗的公開買付けが実施された場合、(iii) 対象者の取締役会が本公開買付けに賛同しない場合等の本公開買付けに関連する事情の変更があった場合には、マイクロソフトは、上記意向表明にかかわらず、応募の撤回等ができる旨記載されています。

なお、対象者公表の2014年10月22日付「支配株主であるヤフー株式会社による当社株券等に対する公開買付けの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2014年10月22日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。

上記対象者取締役会決議の詳細は、下記「2. 買付け等の概要」、「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」、「② 算定の経緯」の「(v) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、1996年1月に、当社の親会社であるソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」といいます。）と Yahoo! Inc.（以下「ヤフー・インク」といいます。）が合弁で、ヤフー・インクが行っているインターネット上の情報検索サービスの提供を日本で行うことを目的として設立されました。

現在、当社は、日本最大級のネットオークションサイトである「ヤフオク!」や「Yahoo!ショッピング」等の e コマース関連サービスや、検索連動型広告やディスプレイ広告等の広告関連サービスを提供しており、「201X 年度までに e コマースの流通総額国内 No.1」を目指しています。また、当社はリユースジャパンを掲げてリユース社会の実現も目指しており、「ヤフオク!」を通じて誰でも簡単にリユースできる仕組みを提供し、既に一定程度の役割を果たしています。

一方、対象者は、1999年にインターネット上で自動車総合サイト「carview.co.jp（旧 carpoint.ne.jp）」（広告事業）の運営を開始したことに始まり、以降、自動車の買取一括査定仲介サービス（国内事業）、国内最大級の中古車輸出マーケットプレイスである「トレードカービュー」（海外事業）、自動車ユーザーに特化したユニークな SNS サービス「みんなカラ」（SNS 事業）を順次サービスリリースしてまいりました。現在は、これら4つの自動車関連インターネットサービスを提供し、多くのお客様にご利用をいただいております。

当社は、2012年12月まで独自にカーライフ情報サービスを提供してきましたが、カーライフ情報サービスにおいて圧倒的なシェアを獲得すべく、2012年12月17日に対象者の普通株式

32,954株(注1)をソフトバンクより相対取引により2,998百万円で取得(注2)し、連結子会社化しました。2013年6月には、当社が運営していた「Yahoo!自動車」と対象者が運営していた「carview.co.jp(旧carpoint.ne.jp)」が統合され、「carview!」としてリニューアルされ、Yahoo! JAPAN内で展開されております。なお、当社は2012年12月17日以降、対象者の株券等の追加取得は行っておりませんが、対象者が2013年10月1日付けで行った普通株式1株につき200株の割合による株式分割により、当社が保有する対象者の普通株式は6,590,800株となっております。

(注1)対象者が2012年11月9日に提出した第17期第2四半期報告書に記載された2012年9月30日現在の対象者の発行済株式総数63,170株に対する割合:52.17%(小数点以下第三位を四捨五入)。

(注2)普通株式1株当たりの取得単価は91,000円。上記の株式分割考慮後の取得単価は455円。

当社及び対象者によるカーライフ情報サービスの「carview!」への統合等の取組みにより、対象者の広告事業及びSNS事業に関しては連携効果が出てきております。一方、海外事業及び国内事業については、現状は連携を進めておりません。対象者の売上高(2014年3月期の連結売上高:3,858百万円)の42%を占める海外事業(同セグメント売上高:1,604百万円)は、収益力は依然伸びているものの、売上高の成長の鈍化(注1)は懸念点であるとのことです。また、同売上高の27%を占める国内事業(同セグメント売上高:1,026百万円)については、一昨年、その業績が急速に悪化しましたが、昨年より事業構造改革を進めた結果、本年より増収増益(注2)に転じているとのことです。かかる状況のもと、対象者は、中長期的な更なる事業成長のためには新たな事業基盤の構築が必要と認識しているとのことです。

(注1)2012年3月期から2013年3月期の売上高成長率は35%、2013年3月期から2014年3月期の売上高成長率は10%。なお、2014年3月期から各事業セグメントの損益の測定方法を変更しており、前者の成長率は旧測定方法、後者の成長率は新測定方法に基づいております。

(注2)2014年3月期第2四半期のセグメント売上高は488百万円、セグメント利益は58百万円。2015年3月期第2四半期のセグメント売上高は526百万円、セグメント利益は106百万円。

当社としては、中古自動車市場はマーケット規模2.5兆円の非常に大きいリユース市場であり、流通構造の変革により中古自動車市場で高いシェアを獲得できるチャンスは大きく、注力領域と考えています。また、当社は、グループ一体でeコマースの流通総額国内No.1を目指すためにも、対象者が持つ、その自動車メディア事業や海外向けコマース事業を活用することで、グループ一体によるマーケットシェア獲得が実現すると考えています。一方で、インターネット業界においては事業環境の変化が急速に生じることから迅速かつ大胆な意思決定が求められるところ、現在の対象者の株主構成においては、当社以外の株主を含めた多くのステークホルダーの利益を考慮する必要があるため、意思決定に時間を要し、また、短期的な利益水準の維持も重視されることから、機動的な事業運営、中長期的視点に基づく抜本的な構造改革・大胆な戦略の実現が容易でないと考えております。

当社と対象者はこれまでも当社グループの自動車関連サービス事業における戦略について様々な検討を行ってまいりましたが、かかる状況の中、2014年9月下旬の当社からの提案を機に、当社は、当社及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社(以下「野村証券」といいます。)を、リーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を選任し、対象者は、当社及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社AGSコンサルティング(以下「AGSコンサルティング」といいます。)を、リーガル・アドバイザーとしてシティニューワ法律事務所を選任の上、両社の企業価値を一層向上させることを目的とし、複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、当社及び対象者は、対象者と当社との一体経営を実現することによって、迅速な意思決定を可能とする体制を実現し、短期的な収益にとらわれることなく、中長期的視点で対象者の収益基盤を強化するとともに、対象者が当社グループの自動車関連サービス事業領域における指導的役割を担う会社として事業上の相乗効果を実現するための機能集約が可能となり、大胆な戦略の実現も可能となるとの結論に至り、本公開買付けによって対象者が当社の完全子会社となることが不可欠であるとの判断に至りました。具体的には、完全子会社化により以下のような効果が期待され、対象者を含む当社グループの更なる収益基盤強化と企業価値向上が可能になるものと考えております。

- (i) 当社グループは、「ヤフオク!」から対象者サービスへの送客を促すことにより、対象者の顧客基盤の強化を実現できる
- (ii) 当社グループは、対象者のサービスが持つ各種自動車関連情報を「ヤフオク!」の購入者に提供する等、「ヤフオク!」において対象者の既存資産が積極的に活用されることで、対象者の資産価値の向上に繋げることができる。また、対象者のサービスと「ヤフオク!」との取り組みにより新たな事業基盤の構築が可能となり、中長期的な事業成長機会が得られる
- (iii) 当社グループは、「ヤフオク!」に出品された中古車情報を「トレードカービュー」に掲載することで、対象者の経営資源のみではなく当社の経営資源も活用した事業展開を実現できる
- (iv) 当社グループは、新規の事業創造に向けて大胆な意思決定を迅速に行える。その結果、対象者を含む当社グループが中古車流通市場のシェアを獲得し、当社グループがeコマースの流通総額国内No.1を実現する可能性が向上する

なお、対象者の完全子会社化以降の対象者の事業に係る当社の戦略や将来の事業戦略については、対象者と当社が今後協議の上、決定していくこととなりますが、当社は、対象者の完全子会社化後も、対象者の事業の特性や対象者の強みを十分に活かした経営を行い、対象者事業の強化を図っていきます。また、対象者の完全子会社化以降の対象者の役員構成その他の経営体制については、今後、当社と対象者との間の事業シナジーの実現に向けて、最適な体制を検討していく予定です。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者が本公開買付けに賛同する等の意見に至った意思決定の過程及び根拠は以下のとおりとのことです。

対象者は、当社からの本公開買付けを含む本取引に関する上記の提案を受け、下記「(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付け価格の公正性その他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、リーガル・アドバイザーとしてシティニューワ法律事務所を、フィナンシャル・アドバイザーとしてAGSコンサルティングを選任するとともに、2014年9月22日付で、本取引に関する提案を検討するために対象者の諮問機関として第三者委員会を設置し、本取引の目的、本取引後の経営体制・方針、本取引の諸条件等について、当社及び当社のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券との間で、複数回に亘る協議・検討を重ねてきたとのことです。また、本公開買付け価格については、対象者は、当社から公開買付け価格の提案を受けた後、対象者から独立した第三者算定機関であるAGSコンサルティングから、2014年10月17日付で対象者の普通株式に関する株式価値算定書のドラフトを、2014年10月21日付で正式な株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書」といいます。）を取得し、かつ、AGSコンサルティングから対象者の株式価値に関する助言を受け、また、第三者委員会での検討結果を踏まえた上で、検討を進めたとのことです。対象者は当社に対して公開買付け価格の再検討を要請し、その結果、当社から公開買付け価格を1株当たり863円とする旨の最終提案を受けたとのことです。このよう

に、対象者は、当社及び当社のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券との間で、継続的に公開買付価格の交渉を行ってきたとのことです。

また、対象者取締役会は、リーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けるとともに、第三者委員会から 2014 年 10 月 21 日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けたとのことです（本答申書の概要及び第三者委員会の具体的な活動内容等については、下記「2. 買付け等の概要」、「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」、「② 算定の経緯」の「(iii) 対象者における第三者委員会の設置」をご参照ください。）。対象者取締役会は、リーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所から受けた法的助言、並びにフィナンシャル・アドバイザーである AGS コンサルティングから取得した対象者株式価値算定書の内容及び同社からの助言を踏まえつつ、第三者委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、対象者としては、(i) 「ヤフオク!」との連携により新たな事業基盤の構築が可能となり、中長期的な事業成長機会を得ることができると、(ii) 当社の完全子会社となり当社との一体経営を行うことによって意思決定の迅速化を図ることが可能となること、(iii) 上場維持コスト等の負担軽減が見込まれることから、当社グループの自動車領域の中核子会社として、当社と対象者が共に成長することを目指し、そのために当社と対象者の一体経営をより深めることは、対象者のみならず対象者を含む当社グループ全体の企業価値を向上させるために有益であるとの結論に至り、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することとしたとのことです。

また、本公開買付価格が、(i) 下記「2. 買付け等の概要」、「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」、「② 算定の経緯」の「(ii) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている AGS コンサルティングによる対象者の普通株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、(ii) 本公開買付けの公表日の前営業日である 2014 年 10 月 21 日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者の普通株式の終値 662 円に対して約 30.4%（小数点以下第二位四捨五入）、2014 年 10 月 21 日から過去 1 ヶ月間の終値単純平均株価 638 円に対して約 35.3%（小数点以下第二位四捨五入）、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均株価 642 円に対して約 34.4%（小数点以下第二位四捨五入）、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均株価 621 円に対して約 39.0%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムが加算されており合理的範囲内であると考えられること、(iii) 下記「(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(iv) 上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、対象者と当社の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること等を踏まえ、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して相当なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです（判断過程の詳細については、下記「2. 買付け等の概要」、「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」及び「② 算定の経緯」をご参照ください。）。

なお、本公開買付け成立後、対象者が速やかに当社との一体経営を行っていく必要があることから、2014 年 10 月 22 日付で、当社と対象者の間で業務提携に関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結致しました。本基本合意書の概要については、下記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

当社は、対象者との間で、2014年10月22日付で本基本合意書を締結しており、当社と対象者との業務提携における両者の役割として本基本合意書が定める主要な項目は以下のとおりです。

- (i) 当社の運営するサイトから対象者の運営するサービスへの送客を行うこと等により、当社が対象者の顧客基盤の強化に貢献する
- (ii) 対象者が有する自動車関連情報や SNS サービスを当社の顧客に提供すること等により、対象者が当社の顧客満足度の向上に貢献する
- (iii) 当社の運営するオークション市場に出品された中古自動車情報を対象者の運営する中古自動車輸出マーケットプレイスにも掲載すること等により、中古自動車売買市場における取引環境の整備・強化を促進する

当社と対象者は、本公開買付けが成立することを条件として、本公開買付けの成立後に、業務提携の詳細や両者の具体的な実施事項等を定めた業務提携契約を別途締結する予定です。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者の普通株式の全て（ただし、当社が所有する対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得する予定であり、本公開買付けにより、当社が対象者の発行済普通株式の全て（ただし、当社が所有する対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、以下の方法により、当社が対象者の普通株式の全て（ただし、当社が所有する対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、当社は、①対象者の定款の一部を変更して、対象者において普通株式とは別個の種類株式を発行できるようにすることで、対象者を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の定款の一部を変更して、全ての対象者の普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すこと、及び③対象者の普通株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類株式の対象者の株式を交付することを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを対象者に要請する予定です。

また、かかる手続の実行に際して、本臨時株主総会において上記①の付議議案に対するご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②の定款の一部変更については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容としての全部取得条項が付されることになる対象者の普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする、種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、当社は、対象者に対し、本臨時株主総会と同日に、上記②の定款一部変更を付議議案に含む本種類株主総会を開催することを要請する予定です。なお、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主の皆様には当該取得の対価として別個の種類株式の対象者の株式が交付されることとなりますが、対象者の株主の皆様のうち交付されるべき当該別個の種類株式の対象者の株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する当該別個の種類株式の対象者の株式を当社に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。

なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者の株式の売却の結果、当該株主の皆様に対して交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主の皆様が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本日現在未定ではありますが、当社が対象者の発行済株式の全てを保有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（当社を除きます。）の皆様に対し交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定であります。

なお、上記の方法については、関係法令についての当局の解釈、並びに本公開買付け後の当社の株式の保有状況及び当社以外を対象者の株主の皆様による対象者の普通株式の保有状況等によっては、実施に時間を要し、又は、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に対象者の各株主の皆様が交付されることになる金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主の皆様が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるように算定される予定です。以上の場合における本臨時株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及びその実施時期等については、決定次第、速やかに公表される予定とのことです。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、（i）上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその保有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、（ii）上記③の全部取得条項が付された対象者の普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの（i）又は（ii）の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。なお、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項に基づく買取価格決定の申立て適格を欠くと判断される可能性があります。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付け又は上記手続による金銭等の受領、及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願い致します。

本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより公開買付者が本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、対象者に、本新株予約権に係る新株予約権者による放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実施していただく予定であります。

（5）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者は本日現在において当社の連結子会社であるため、当社及び対象者は、対象者の少数株主の皆様への影響に配慮し、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を実施致しました。

- （i）当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- （ii）対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- （iii）対象者における第三者委員会の設置
- （iv）対象者における独立した法律事務所からの助言

- (v) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認
- (vi) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

以上の詳細については、下記「2. 買付け等の概要」、「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」及び「② 算定の経緯」をご参照ください。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者の普通株式は、本日現在、東京証券取引所マザーズ市場に上場されていますが、当社は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立し、その後上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者の普通株式の全ての取得を目的とした手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者の普通株式を東京証券取引所マザーズ市場において取引することはできません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名称	株式会社カービュー	
② 所在地	東京都中央区晴海一丁目8番10号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 兵頭 裕	
④ 事業内容	自動車関連ウェブサイトの運営と各種サービスの提供	
⑤ 資本金	1,577百万円 (2014年9月30日現在)	
⑥ 設立年月日	1996年9月5日	
⑦ 大株主及び持株比率 (2014年3月31日現在)	ヤフー株式会社	52.0%
	ノーザン トラストカンパニー (エイブイエフシー)	21.5%
	サブ アカウト アメリカン クライアント (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	
	RBC IST OMNIBUS 15.315 PC T NON LENDING ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	3.5%
	菊池 三郎	2.6%
	松本 基	1.3%
	日本証券金融株式会社	0.6%
	金子 昭一	0.5%
	ザ バンク オブ ニューヨーク – ジャスディックノ ン トリーティアー アカウト (常任代理人 株式会 社みずほ銀行決済営業部)	0.5%
	ビーエヌワイエム エスエーエヌブイ ビーエヌワイ エム クライアント アカウト エムピーシーエス ジャパン (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀 行)	0.4%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託 口)	0.4%	
⑧ 公開会社と対象者の関係	資本関係	当社は、本日現在、対象者の発行済株式総数 (12,665,600株) の52.0%に相当する6,590,800株を所有しています。
	人的関係	2014年3月31日現在、当社の従業員2名が対象者の取締役を、当社の監査役のうち1名が対象者の監査役を兼務しています。なお、2014年3月31日現在、当社の従業員15名が対象者へ出向しています。
	取引関係	対象者に対して、当社より検索連動型広告等の広告サービスを提供しております。
	関連当事者への該当状況	対象者は、当社の連結子会社であり、当社の関連当事者に該当します。

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議	2014年10月22日（水曜日）
公開買付開始公告日	2014年10月23日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp)
公開買付届出書提出日	2014年10月23日（木曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

2014年10月23日（木曜日）から2014年12月8日（月曜日）まで（31営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

- ① 普通株式 1株につき金 863 円
- ② 本新株予約権 1個につき金 57,600 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(i) 普通株式

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として当社のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。

野村證券は、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて、対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から2014年10月22日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得致しました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法：621円～662円

DCF法：787円～971円

市場株価平均法では、2014年10月21日を基準日として、東京証券取引所マザーズ市場における対象者の普通株式の基準日終値662円、直近1週間の終値単純平均値656円、直近1ヶ月間の終値単純平均値638円、直近3ヶ月間の終値単純平均値642円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値621円を基に、対象者の普通株式の1株当たりの価値の範囲を621円から662円までと分析しております。

DCF法では、当社が確認した事業計画、直近までの業績の動向、対象者へのマネジメントインタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した2015年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定

の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式の1株当たりの価値の範囲を787円から971円までと分析しております。

なお、DCF法的前提とした対象者の事業計画には、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれております。これは主として、海外事業における流通量増大による増収増益を見込んでいるためであるとのことです。

当社は、野村証券から2014年10月22日に取得した本株式価値算定書記載の各手法の算定結果を参考にしつつ、過去の本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の過去6ヶ月間における市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募株数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の経過等を踏まえ、最終的に2014年10月22日の取締役会において、本公開買付け価格を863円とすることを決定致しました。

なお、本公開買付け価格863円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2014年10月21日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者の普通株式の終値662円に対して30.4%（小数点以下第二位を四捨五入。以下株価に対するプレミアムの数値（%）について同じとします。）、2014年10月21日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値638円に対して35.3%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値642円に対して34.4%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値621円に対して39.0%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

（ii）本新株予約権

本新株予約権については、対象者の取締役及び従業員（当社から対象者への出向者を含みません。）に対するストックオプションとして発行されたものであります。本新株予約権の発行要項においては、本新株予約権の新株予約権者がこれを譲渡（本公開買付けにおける売付けを含みます。）するには対象者取締役会の承認を要すること、また、本新株予約権の権利行使に係る条件として、対象者又は対象者関係会社の役員又は従業員であること、並びに、2014年3月期及び2015年3月期の営業利益の合計額が一定の水準を超過した場合に限ることが定められ、さらに、本新株予約権に係る各割当契約においては、発行要項の定めにかかわらず、本新株予約権の譲渡を禁止することが定められておりますが、対象者は、2014年10月22日開催の対象者取締役会において、本新株予約権の公開買付け者への譲渡について包括的に承認する旨の決議を行ったとのことです。また、公開買付け期間末日までに本新株予約権の行使期間は到来しないものの、当社は、対象者の営業利益の見通しについて慎重に検討した上で、本公開買付け価格が本新株予約権の普通株式1株当たりの行使価額575円を上回っていること、2015年7月1日という公開買付け期間末日と近接した時期に行使期間が開始することから、本新株予約権に係る買付け価格を、本公開買付け価格である863円と本新株予約権の普通株式1株当たりの行使価額575円との差額である288円に本新株予約権1個の目的となる普通株式の数である200を乗じた金額である57,600円と決定致しました。

② 算定の経緯

（本公開買付け価格の決定に至る経緯）

当社と対象者は、2014年9月下旬の当社からの提案を機に、当社は、当社及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村証券を、リーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を選任し、対象者は、当社及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてAGSコンサルティングを、リーガル・アドバイザーとしてシティニューワ法律事務所を選任の上、両社の企業価値を一層向上させることを目的とし、複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、当社及び対象者は、本公開買付けによって対象者が当社の完全子会社となることが不可欠であるとの判断に至り、当社は2014年10月22日の取締役会の決定によって、当社による対象者の完全子会社化に向けた本公開買付けの実施を決定し、以下の経緯により本公開買付け価格について決定致しました。

(a) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として当社のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。

野村證券は、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて、対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から2014年10月22日に対象者の株式価値の算定結果に関する本株式価値算定書を取得致しました。なお、当社は、野村證券から本公開買付け価格の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(b) 当該意見の概要

野村證券により上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法：621円～662円

DCF法：787円～971円

(c) 当該意見を踏まえて本公開買付け価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券から2014年10月22日に取得した本株式価値算定書記載の各手法の算定結果を参考にしつつ、過去の本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の過去6ヶ月間における市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募株数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の経過等を踏まえ、最終的に2014年10月22日の取締役会において、本公開買付け価格を863円とすることを決定致しました。

一方、本新株予約権については、対象者の取締役及び従業員（当社から対象者への出向者を含みます。）に対するストックオプションとして発行されたものであります。本新株予約権の発行要項においては、本新株予約権の新株予約権者がこれを譲渡（本公開買付けにおける売付けを含みます。）するには対象者取締役会の承認を要すること、また、本新株予約権の権利行使に係る条件として、対象者又は対象者関係会社の役員又は従業員であること、並びに、2014年3月期及び2015年3月期の営業利益の合計額が一定の水準を超過した場合に限ることが定められ、さらに、本新株予約権に係る各割当契約においては、発行要項の定めにかかわらず、本新株予約権の譲渡を禁止することが定められておりますが、対象者は、2014年10月22日開催の対象者取締役会において、本新株予約権の公開買付け者への譲渡について包括的に承認する旨の決議を行ったとのこと。また、公開買付け期間末日までに本新株予約権の行使期間は到来しないものの、当社は、対象者の営業利益の見通しについて慎重に検討した上で、本公開買付け価格が本新株予約権の普通株式1株当たりの行使価額575円を上回っていること、2015年7月1日という公開買付け期間末日と近接した時期に行使期間が開始することから、本新株予約権に係る買付け価格を、本公開買付け価格である863円と本新株予約権の普通株式1株当たりの行使価額575円との差額である288円に本新株予約権1個の目的となる普通株式の数である200を乗じた金

額である 57,600 円と決定致しました。

(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

対象者は本日現在において当社の連結子会社であるため、当社及び対象者は、対象者の少数株主の皆様への影響に配慮し、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を実施致しました。

なお、当社としては、本公開買付けにおいては、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の買付け予定数の下限を設定しておりませんが、当社及び対象者において以下 (i) ないし (vi) の措置を講じていることから、対象者の少数株主の利益にも配慮した条件が設定されていると考えており、また、以下「(iii) 対象者における第三者委員会の設置」に記載のとおり、対象者の設置した第三者委員会も、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものではない旨の答申を対象者に対して行っているとのことです。

(i) 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として当社のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、野村證券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。当社が野村證券から取得した対象者の株式価値の算定結果に関する本株式価値算定書の概要については、上記「① 算定の基礎」をご参照ください。

(ii) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、当社から提示された本公開買付け価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである A G S コンサルティングに対象者の普通株式の株式価値の算定を依頼し、2014 年 10 月 21 日付で対象者株式価値算定書を取得したとのことです。A G S コンサルティングは、対象者経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて対象者の普通株式の株式価値を算定したとのことです。なお、対象者は、A G S コンサルティングから本公開買付け価格の公正性に関する意見書 (フェアネス・オピニオン) を取得していないとのことです。

A G S コンサルティングは、複数の株式価値算定手法の中から対象者の普通株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の上、対象者の普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法、D C F 法及び類似企業比較法の各手法を用いて、対象者の普通株式の株式価値を算定したとのことです。A G S コンサルティングが上記各手法に基づき算定した対象者の普通株式の 1 株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 : 621 円~662 円

D C F 法 : 851 円~1,121 円

類似企業比較法 : 736 円~899 円

市場株価法では、2014 年 10 月 21 日を基準日として、東京証券取引所マザーズ市場における対象者の普通株式の基準日終値 662 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 638 円、直近 3 ヶ月間

の終値単純平均値 642 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 621 円を基に、対象者の普通株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 621 円から 662 円までと分析しているとのことです。

DCF 法では、対象者が作成した 2015 年 3 月期から 2017 年 3 月期までの 3 期の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 851 円から 1,121 円までと分析しているとのことです。なお、割引率は 8.81%~10.81%を採用しており、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成長率を±1.0%として算定しているとのことです。

AGS コンサルティングが DCF 法の前提とした対象者の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりとのことです。以下の財務予測においては大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。これは、主として、海外事業における流通量増大の効果として、増収増益を見込んでいるためであるとのことです。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果は、現時点において具体的に見積もることが困難であったため、以下の財務予測には加味していないとのことです。なお、2014 年 10 月 22 日付で対象者より公表された「平成 27 年 3 月期第 2 四半期累計期間の業績予想と実績値との差異及び通期業績予想の修正、並びに配当予想の修正に関するお知らせ」記載の 2015 年 3 月期の通期業績予想の内容を予め考慮した上で、評価を行っているとのことです。

(単位：百万円)

	2015 年 3 月期	2016 年 3 月期	2017 年 3 月期
売上高	4,185	4,604	4,931
営業利益	950	1,004	1,295
EBITDA	1,088	1,142	1,433
フリー・キャッ シュ・フロー	628	281	720

類似企業比較法では、上場会社のうち、対象者との類似性を考慮して、株式会社ケーユーホールディングス、株式会社カーチスホールディングス、株式会社トラスト、株式会社ネクステージ、アップルインターナショナル株式会社、株式会社ネクスト、株式会社アイスタイル、夢の街創造委員会株式会社、アイティメディア株式会社を類似企業として抽出し、EBITDA マルチプルを用いて、対象者の普通株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 736 円から 899 円までと分析したとのことです。

AGS コンサルティングは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

なお、対象者は、本新株予約権に係る買付価格が、本公開買付価格である 863 円と本新株予約権の普通株式 1 株当たりの行使価額 575 円との差額である 288 円に本新株予約権 1 個の目的となる普通株式の数である 200 を乗じた金額である 57,600 円と決定されていることから、本新株予約権については、第三者算定機関から算定書を取得していないとのことです。

(iii) 対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、2014 年 9 月 22 日、本公開買付けに係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、当社及び対象者から独立した、外部の有識者を含む委員によって構成される第三者委員会（第三者委員会の委員としては、当社及び対象者から独立性を有する山浦文雄氏（対

象者社外監査役)、池原元宏氏(弁護士、野村綜合法律事務所パートナー)及び榎本啓氏(公認会計士・税理士、税理士法人サンク・アンド・アソシエイツ社員)の3氏を選定しているとのことです。なお、対象者は、当初からこの3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はないとのことです。)を設置し、本公開買付けに対して対象者が表明すべき意見の内容を検討する前提として、(a)本取引の目的の合理性(本取引が対象者の企業価値向上に資するかを検討を含む。)、(b)本取引の条件の妥当性(本公開買付価格及び本公開買付け後に予定されている二段階目の買収における対価の適正性並びに本取引に係る検討過程・交渉経緯を含む。)、(c)本取引の手續の透明性・公正性(対象者株主利益への配慮を含む。)、(d)本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明すること、対象者の株主及び新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非、並びに(e)本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものではないか(以下、総称して「本諮問事項」といいます。)について第三者委員会に対し諮問することを決議したとのことです。

第三者委員会は、2014年10月2日より2014年10月21日まで合計5回開催され、本諮問事項に関し、慎重に検討を行ったとのことです。

具体的には、第三者委員会は、かかる検討にあたり、まず、対象者より提出された各資料に基づき、当社の提案内容、本取引の目的、本取引により向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容、本取引後の経営体制・方針、本取引の諸条件等についての説明を受けるとともに、当社からも同様の説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。また、第三者委員会は、対象者から、対象者の事業計画について説明を受け、質疑応答を行っているとのことです。さらに、第三者委員会は、AGSコンサルティングから、同社が対象者に対して提出した対象者株式価値算定書に基づき、対象者普通株式の株式価値の算定に関する説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。

第三者委員会は、このような経緯で、本諮問事項について対象者の企業価値の向上の観点から慎重に検討を重ねた結果、2014年10月21日に、(a)本取引による対象者と当社との一体経営によって、迅速な意思決定を可能とする体制が実現し、短期的な収益にとらわれることなく、中長期的視点で対象者の収益基盤が強化されるとともに、対象者が当社グループの自動車関連サービス事業領域における指導的役割を担う会社として事業上の相乗効果を実現するための機能集約及び大胆な戦略の実現が可能となることから、本取引は、対象者を含む当社グループの更なる収益基盤強化と企業価値向上を実現するものであり、その目的は合理的なものであり、(b)二段階買収の際に交付される金銭の額は本公開買付価格に株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であること、本公開買付けの条件も公開買付期間が比較的長期間に設定されていること、本公開買付価格は相当なプレミアムを付した価格であると考えられること、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等から、本取引の条件は妥当であり、(c)本取引に係る意思決定過程に対象者との間に利益相反関係を有する取締役が参加しておらず、独立したフィナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーが選任され、また、独立した第三者算定機関からの算定書を取得していること等を踏まえれば、本取引の手續は透明・公正なものであり、(d)本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主の皆様及び新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することは相当であり、したがって、(e)本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨を内容とする本答申書を対象者取締役会に対して提出したとのことです。

(iv) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社及び対象者から独立したリーガル・アド

バイザーであるシティユーワ法律事務所から、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程、意思決定方法その他留意点について法的助言を受けているとのこと。

(v) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、シティユーワ法律事務所から得た法的助言及び第三者算定機関であるAGSコンサルティングから最終的に取得した対象者株式価値算定書の内容を踏まえつつ、第三者委員会から取得した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における公開買付け価格その他の条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行ったとのこと。

その結果、対象者取締役会は、本取引について、(i)「ヤフオク!」との連携により新たな事業基盤の構築が可能となり、中長期的な事業成長機会を得ることができると、(ii)当社の完全子会社となり当社との一体経営を行うことにより意思決定の迅速化を図ることが可能となること、(iii)上場維持コスト等の負担軽減が見込まれることから、当社グループの自動車領域の中核子会社として、当社と対象者が共に成長することを目指し、そのために当社と対象者の一体経営をより深めることは、対象者のみならず対象者を含む当社グループ全体の企業価値を向上させるために有益であるとともに、対象者の株主の皆様に対して相当なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したとのこと。

そこで、2014年10月22日開催の取締役会において、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのこと。

上記取締役会においては、対象者の代表取締役社長である兵頭裕氏が当社の元従業員であり、本取引の可能性も含めた当社と対象者との業務提携の初期的な検討に関与していたことから本取引に関して当社の影響を受けている面が否定できないため、また、対象者の社外取締役である高田正行氏、米谷昭良氏及び渡辺憲彦氏が当社の従業員を兼務しているため、利益相反の可能性を排除する観点から、まず、(i)兵頭裕氏、高田正行氏、米谷昭良氏及び渡辺憲彦氏を除く2名の取締役において審議の上、全員一致により上記の決議を行い、さらに、取締役会の定足数を確保する観点から、(ii)兵頭裕氏、高田正行氏、米谷昭良氏及び渡辺憲彦氏を含む6名の取締役において改めて審議の上、全員一致により上記の決議を行うという二段階の手続を経ているとのこと。

また、上記取締役会に出席した監査役（監査役3名中、出席監査役2名（うち社外監査役2名））の全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べているとのこと。なお、対象者の監査役である鬼塚ひろみ氏は、当社の監査役を兼務しており、本取引に関し対象者と利益が相反するおそれがあることから、対象者の上記取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議には一切参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えているとのこと。

(vi) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、当社は、本公開買付けにおける公開買付け期間を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い31営業日に設定しております。当社は、公開買付け期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様及び新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者の普通株式について当社以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付け価格の適正性を担保することを企図しており

ます。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券は、当社及び対象者の関連事業者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
6,149,360株	2,067,400株	一株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(2,067,400株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しています。当該最大数は、対象者決算短信に記載された2014年9月30日現在の発行済株式総数(12,665,600株)から対象者決算短信に記載された2014年9月30日現在の自己株式数(419,440株)及び本日現在当社が所有する株式数(6,590,800株)を控除し、対象者が2014年6月19日に提出した第18期有価証券報告書に記載された2014年5月31日現在の新株予約権(2,470個)の目的となる対象者の普通株式の数(494,000株)を加えた株式数(6,149,360株)になります。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	65,908個	(買付け等前における株券所有割合 51.73%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	2,750個	(買付け等前における株券所有割合 2.16%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	127,401個	(買付け等後における株券所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券所有割合 一%)
対象者の総株主等の議決権の数	122,458個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算していません。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2014年8月14日に提出した第19期第1四半期報告書に記載された2014年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株と

して記載されたもの)です。ただし、単元未満株式及び新株予約権も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券所有割合」及び「買付け等後における株券所有割合」の計算においては、上記第1四半期報告書に記載された2014年6月30日現在の発行済株式総数(12,665,600株)から対象者が所有する自己株式数(419,440株)を控除し、対象者が2014年6月19日に提出した第18期有価証券報告書に記載された2014年5月31日現在の新株予約権(2,470個)の目的となる対象者の普通株式の数(494,000株)を加えた株式数(12,740,160株)にかかる議決権の数(127,401個)を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券所有割合」及び「買付け等後における株券所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 5,022百万円

(注) 買付予定数(6,149,360株)のうち、対象者が2014年6月19日に提出した第18期有価証券報告書に記載された2014年5月31日現在の新株予約権(2,470個)の目的となる対象者の普通株式の数(494,000株)を控除した株式数(5,655,360株)に本公開買付価格(863円)を乗じた金額と、当該新株予約権の数(2,470個)に当該新株予約権1個当たりの買付価格(57,600円)を乗じた金額の合計額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日
2014年12月15日(月曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります)。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「② 本公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。株式については、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株式を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株式を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください)。新株予約権については、新株予約権の応募に際して提出された書類をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,067,400株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,067,400株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 本公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びマないしソ、第3号イないしチ及びヌ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準する事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたときをいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者
野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号
(その他の野村證券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 本公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

2014年10月23日(木曜日)

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(2) 今後の業績への見通し

本公開買付けが当社の連結及び単体の今期業績予想に与える影響は軽微であると見込まれます。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2014年10月22日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのこととあります。

なお、これらの対象者の意思決定に係る詳細については、対象者プレスリリース及び上記「2. 買付け等の概要」、「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」をご参照ください。

② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

③ 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「2. 買付け等の概要」、「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」及び「② 算定の経緯」をご参照ください。

④ 本基本合意書の概要

上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

- ① 対象者は、2014年10月22日に「平成27年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく当該期の対象者の連結損益状況等は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、監査法人のレビューを受けておりません。また、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものです。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

(i) 損益の状況

会計期間	2015年3月期 (第19期第2四半期連結累計期間)
売上高	2,035百万円
売上原価	434百万円
販売費及び一般管理費	1,124百万円
営業外収益	17百万円
営業外費用	0百万円
四半期純利益	301百万円

(ii) 1株当たりの状況 (連結)

会計期間	2015年3月期 (第19期第2四半期)
1株当たり四半期純利益	24.65円
1株当たり配当額	－円
1株当たり純資産	447.00円

② 対象者は、2014年10月22日に「平成27年3月期第2四半期累計期間の業績予想と実績値との差異及び通期業績予想の修正、並びに配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく対象者の2015年3月期第2四半期累計期間の連結業績予想と実績値との差異及び2015年3月期通期業績予想の修正は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものです。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

(i) 2015年3月期第2四半期累計期間の連結業績予想と実績値の差異 (2014年4月1日～2014年9月30日)

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり四半期純利益
前回発表予想 (A)	百万円 1,970	百万円 321	百万円 326	百万円 210	円 銭 17.15
実績値 (B)	2,035	477	494	301	24.65
増減額 (B-A)	65	156	168	91	
増減率 (%)	3.3	48.6	51.5	43.3	
(ご参考) 前期第2四半期実績 (2014年3月期第2四半期)	1,813	222	234	61	5.00

(ii) 2015年3月期通期連結業績予想の修正 (2014年4月1日～2015年3月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり当期純利益
前回発表予想 (A)	百万円 4,118	百万円 750	百万円 759	百万円 489	円 銭 39.93
今回発表予想 (B)	4,185	950	973	597	48.75
増減額 (B-A)	67	200	214	108	
増減率 (%)	1.6	26.7	28.2	22.1	
(ご参考) 前期実績 (2014年3月期)	3,858	671	706	334	27.25

また、対象者は、2014年10月22日開催の対象者取締役会において、2015年3月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、2015年3月期の期末配当を行わないことを決議しているとのこと。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

(参考) 当社の2015年3月期第2四半期(累計)連結業績予想(2014年7月31日公表分)および2014年3月期第2四半期(累計)実績

(単位:百万円)

	連結売上高	連結営業利益
2015年3月期第2四半期(累計)	201,000	93,400
2014年3月期第2四半期(累計)	188,040	97,880

※2015年3月期第2四半期(累計)連結業績予想については国際会計基準(IFRS)を適用しております。また、2014年3月期第2四半期(累計)実績は日本基準となります。

2014年3月期 通期連結業績 実績

(単位:百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
2014年3月期 通期連結業績	386,284	197,416	197,634	125,116

※2014年3月期 通期連結業績 実績は日本基準となります。

以上